

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（岩手県）

1 期間 第1四半期（25年4月～6月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	7	品目別に随時	39	20
きのこ・山菜類	7	品目別に随時	88	29
畜産物	3	月1回程度	9	9
野生鳥獣肉	3	捕獲状況に応じて		県全域
乳	1	週1回	144	12施設
海産魚種	8以上	週1回	360	本県海域
内水面魚種	4	月1回程度	68	本県内水面漁場
小計	30以上	—	708	—
市場に流通している食品				
生鮮品又は加工品	9	月2回程度	39	9以上
計	39以上	—	747	—

平成 25 年 4 月 12 日  
岩手県農林水産部

## 県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画（平成 25 年 4 月～6 月）

### 1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 25 年 3 月 19 日付け食安発 0319 第 2 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）の別紙の 3 に掲げる品目のうち、岩手県内で生産（収穫・漁獲）される農産物、特用林産物及び水産物

### 2 検査対象区域

別紙 2 のとおり

### 3 検査の頻度

別紙 1 のとおり

### 4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

#### (1) 野菜類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (2) きのこと・山菜類

計画期間に収穫期を迎える品目について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (3) 肉・卵

豚肉、鶏肉、鶏卵について、検査通知及び生産実態を勘案し、県内の市町村を対象に調査を実施。

#### (4) 乳

原乳について、冷却・貯蔵機能を持つ施設を対象として調査を実施。

#### (5) 水産物

計画期間に漁獲される海産魚種及び内水面魚種について調査を実施。



対象 品目	月 週	4月				5月				6月				検体採取市町村 (予定を含む)
		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	
水産物 海産魚種	マダラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	スケトウダラ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	マコガレイ (又はマガレイ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	クロソイ (又はキツネメバル)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	アイナメ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	ミズダコ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
	スズキ									○	○	○	○	岩手県海域
	クロダイ									○	○	○	○	岩手県海域
	その他(水揚げ状況を 勘案して検査する魚種)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	岩手県海域
内水面魚種	イワナ				○				○				○	内水面漁場
	ヤマメ				○				○				○	内水面漁場
	ウグイ				○				○				○	内水面漁場
	アユ												○	内水面漁場

(別紙2)

市町村別・品目別の検体数 (平成25年4月～6月)

1 農産物

品目 市町村等	野菜類							計
	きゅうり	トマト	ピーマン	なす	キャベツ	ほうれんそう	レタス	
盛岡市	1	1	1				1	4
宮古市								
大船渡市								
花巻市	1	1	1				1	4
北上市	1	1			1			3
久慈市						1		1
遠野市						1	1	2
一関市	1	1	1	1				4
陸前高田市								
釜石市	1							1
二戸市								
八幡平市		1			1	1		3
奥州市	1	1	1					3
雫石町		1						2
葛巻町						1		1
岩手町					1	1	1	3
滝沢村								
紫波町	1							1
矢巾町							1	1
西和賀町						1		1
金ヶ崎町	1							1
平泉町		1						1
住田町								
大槌町								
山田町								
岩泉町								
田野畑村								
普代村								
軽米町						1		1
野田村						1		1
九戸村								
洋野町						1		1
一戸町							1	
合計	8	8	4	1	3	9	6	39

2 畜産物・特用林産物

品目 市町村等	乳		肉・卵			きのこ・山菜類							
	原乳	豚肉	鶏肉	鶏卵	計	原木生しいたけ (施設)	原木生しいたけ (露地)	菌床しいたけ	シドケ	ワラビ	フキ	ワサビ (葉)	計
盛岡市				1	1	2		3					5
宮古市						1	1						2
大船渡市	12					1		1					2
花巻市				1	1	1		1					2
北上市		1			1			1					1
久慈市						1	1	3					5
遠野市	12	1			1			3			3		6
一関市	12	1			1	1		3					4
陸前高田市													
釜石市						1		1					2
二戸市	12					1	1	1					3
八幡平市	12		1		1	1	1	1					3
奥州市						1		3					4
雫石町	12					1		1					2
葛巻町	12					1	1						2
岩手町						1	1	1					3
滝沢村													
紫波町						2		1					3
矢巾町						2		2					4
西和賀町	12							1		3			4
金ヶ崎町	12			1	1	1		1					2
平泉町													
住田町			1		1	1		1	3				5
大槌町						2							2
山田町						1							1
岩泉町	12					1	1	3				3	8
田野畑村							1	1					2
普代村							1						1
軽米町						1	1						2
野田村						1	1	1					3
九戸村			1		1								
洋野町	12					2	1	1					4
一戸町	12							1					1
合計	144	3	3	3	9	28	12	36	3	3	3	3	88

(注)原乳は、コールドセンター及び乳業工場が所在する市町村に検体数を記載。

### 3 水産物

品目 市町村等	海産魚種										内水面魚種				
	マダラ	スケトウダラ	マコガレイ (又はマガレイ)	クロソイ (又はキツネメバル)	アイナメ	ミズダコ	スズキ	クロダイ	勘案して検査する魚種 その他(水揚げ状況を)	計	イワナ	ヤマメ	ウグイ	アユ	計
久慈市沖	12	4	4	4	4	4			40	72					
宮古市沖	12	8	8	8	8	8			56	108					
釜石市沖	12	4	4	4	4	4			40	72					
大船渡市沖	12	8	8	8	8	8	4	4	48	108					
気仙川水系 (住田町内)													3	1	4
雫石川水系 (盛岡市内)													3	1	4
築川水系 (盛岡市内)													3	1	4
稗貫川水系 (花巻市内)													3	1	4
猿ヶ石川水系 (花巻市内)													3	1	4
豊沢川水系 (花巻市内)													3	1	4
和賀川水系 (北上市内)													3	1	4
胆沢川水系 (金ヶ崎町内)													3	1	4
広瀬川水系 (奥州市内)													3	1	4
人首川水系 (奥州市内)													3	1	4
衣川水系 (奥州市内)												3	3	1	7
磐井川水系 (一関市内)											3	3	3	1	10
砂鉄川水系 (一関市内)											3		3	1	7
大川水系 (一関市内)													3	1	4
合計	48	24	24	24	24	24	4	4	184	360	6	6	42	14	68

平成 25 年 4 月 17 日  
岩 手 県 環 境 生 活 部

## 岩手県内において流通している食品の検査計画（平成 25 年 4 月～6 月）

### 1 検査対象品目

「農畜水産物等の放射性物質検査について」（平成 25 年 3 月 19 日付け食安発 0319 第 2 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、以下「検査通知」という。）の別紙の 3 に掲げる品目のうち、岩手県内において流通している食品

### 2 検査対象区域

県内全域

### 3 検査の頻度

月 2 回（合計 39 検体 ただし、4 月を除く）

### 4 検査対象品目・検査対象区域・検査実施時期の設定の考え方

- (1) 県内で流通する食品のうち、生産者及び製造・加工者の情報が明らかなものについて食品衛生法に基づく収去により検査を実施する。
- (2) 検査対象品目は、県内産の加工品を主とし、県外産のものは検査全体数の 3 割以下とする。
- (3) 検査の実施にあたっては、一般的に摂取される量及び生産状況等を考慮するものとする。